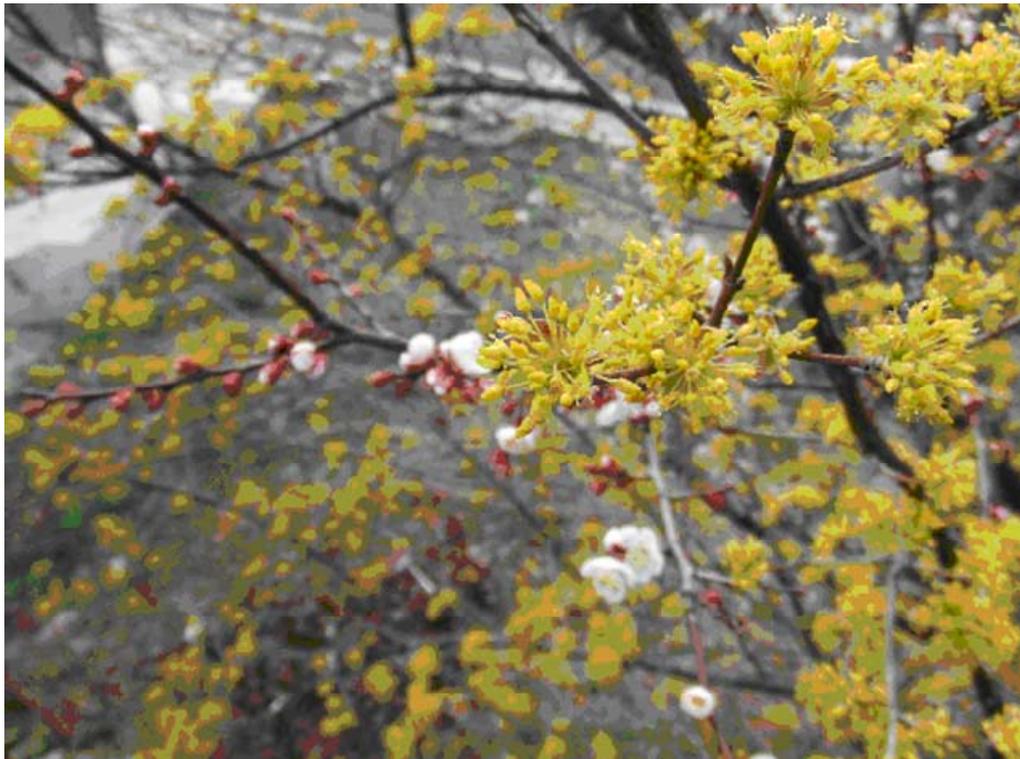


事務所通信

2007年4月号

No. 22



～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

使命感

使命感と言う字を分解してみますと「使う・命を・感じる」＝「命を使って感じる」となります。心の底から命を掛けて感じる事であり、それに基づき行動するという事です。

なぜ会社を経営したり、会社勤めをしているのですか。
それは給料を貰いたいからです。

では、なぜ給料を貰いたいのでしょうか。
それはお金が無いと食べていけないからです。

では、なぜ食べないといけないのでしょうか。
食べないと生きていけないからです。

ではなぜあなたは生きていますのでしょうか。
この答えは唯一絶対の正しい解答はありません。

でも、人はみな豊かになりたい、幸せになりたいと思って生きているということは確かです。豊かさとは「①お金～物質的な豊かさ」と「②心～精神的な豊かさ」の二つがあります。この2つが車の両輪のようにセットとなっています。

特に心の豊かさは「自分以外の誰かの為に生きる、働く」ことから得られます。相手のために「自分の出来る事をしてあげる、させていただく」という発想です。

まずは「お客様のために役に立ちたい、お客さまの喜んだ顔を見たい。」そのために仕事をするのです。そのために自社の商品をお客様に紹介し、使っていただき、満足していただくのです。そうすれば必ず、売り上げや利益は実績として伴ってくるはずです。

「売りたい」「儲けたい」思想でなく、「役に立ちたい」「喜ばれたい」という使命感に転換すべきではないでしょうか。先に義があり後に利があるのが商いの正道です。



不納付加算税

給与や報酬等の源泉所得税の納付が遅れてしまった場合、加算税や延滞税などのペナルティが課されます。

源泉所得税の納税をうっかり忘れ、不納付加算税を課された経験のある会社もあるのではないのでしょうか。

ですが、この不納付加算税は、ある要件を満たすと免除されるケースがあります。

<原則>

たとえ1日でも遅れた場合には、不納付加算税は徴収される。

<例外>

法定期限までに納付しなかったことについて、**正当な理由があると認められる場合は、徴収しない。**

本来であれば、ただ単に「忘れていました」というのは正当な理由とは言えないわけですが、以下の要件を満たしている場合は、この正当な理由に該当するものとして取り扱われることになっています。

★★ 不納付加算税が課されない要件 ★★

次のいずれにも該当する者

- ① 今回の納付遅延が1ヶ月以内であること
- ② 直前1年分の納付について遅れたことがないこと

(こうした要件に該当する場合は、税務署より「加算税の不徴収についてのお知らせ」という文書が届くようです)

上記の要件に該当する場合は、不納付加算税が免除されますが、税金のペナルティは、負担が大きいことに加え損金不算入です。期日までに忘れずに納めるよう心掛けましょう。

～ 不納付加算税の計算 ～

【 源泉徴収をして納めるべき金額 × 10% 】

- ・ 税務署から通知を受ける前に自発的に納めたときは、5%に軽減されます。
- ・ 加算税が5,000円未満の場合は切り捨てられます。



< 池 原 >

印紙税

印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などに課税される税金で、20種類の文書が課税の対象となります。課税される文書に係る納付すべき印紙税の額は、その内容にかかわらず定額であるものや、契約書の内容や契約金額、受取金額などによって異なってくるものもあります。また、一定金額未満の零細な取引に係るものは非課税となる場合もあります（例えば、受取金額が3万円未満の受取書）。

例題を用いて、課税文書の記載金額の算定と印紙税額をみていきましょう。契約書又は受領書の記載金額の書き方いかんで、印紙税額を節税できる場合がありますので参考にしてみてください。

例題1 請負契約書において

- | | | | |
|-----------------|---------------|------------|-----------|
| ① 請負金額 1,050 万円 | 税抜価格 1,000 万円 | 消費税等 50 万円 | } と記載したもの |
| ② 請負金額 1,050 万円 | うち消費税額等 50 万円 | | |
| ③ 請負金額 1,000 万円 | 消費税額等 50 万円 | 計 1,050 万円 | |
| ④ 請負金額 1,050 万円 | 税抜価格 1,000 万円 | | |
| ⑤ 請負金額 1,050 万円 | (消費税額等を含む) | | |

答 ①～④は、記載金額 1,000 万円の第 2 号文書に該当 (印紙税額 1 万円)

⑤は、記載金額 1,050 万円の第 2 号文書に該当 (印紙税額 2 万円)

消費税額等の金額が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第 1 号文書、「工事請負契約書」などの第 2 号文書、「領収書」などの第 17 号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

なお、この取扱いは、手形（第 3 号文書）、債権譲渡又は債務引受けに関する契約書（第 15 号文書）には適用されません。

例題2 不動産と売掛債権の譲渡（売買）契約書において

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 不動産 500 万円、売掛債権 200 万円 | } と記載したもの |
| ② 不動産と売掛債権合計 700 万円 | |

答 ①は、記載金額 500 万円の第 1 号の 1 文書に該当 (印紙税額 2 千円)

→ 第 1 号の 1 と第 15 号の課税事項が混合(一定のルールに従って最終的な所属を決定します)

②は、記載金額 700 万円の第 1 号の 1 文書に該当 (印紙税額 1 万円)

※平成 9 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に作成される次の 2 種類の契約書について印紙税の税率が軽減されていました。

1. 土地建物売買契約書等の不動産の譲渡に関する契約書のうち、契約書に記載された契約金額が 1,000 万円を超えるもの
2. 建物建築工事請負契約書等の建設工事の請負に関する契約書のうち、契約書に記載された契約金額が 1,000 万円を超えるもの

平成 19 年 4 月 1 日以降に作成される契約書については適用がありませんのでご注意ください。

印紙税の納付は、印紙による納付の方法によって印紙税を納付することとなる課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその 2 倍に相当する金額との合計額（すなわち不納付税額の 3 倍）に相当する過怠税を徴収されることとなります。また、貼り付けた印紙を所定の方法によって消印しなかった場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税を徴収されることとなります。過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費には算入されませんので、貼り忘れ、消印忘れのないようにしましょう。

< 村 井 >

資格取得届

4月は、多くの企業で新入社員の方が入社される時期だと思います。そこで今回は、入社時に必要な社会保険関係の手続きを紹介させていただきます。

健康保険・厚生年金被保険者資格取得届

(健康保険被扶養者届)

管轄社会保険事務所に採用日から5日以内に届出ます。被扶養者がいれば2種類まとめて手続します。

パート、アルバイト・・・労働時間、労働日数が常用労働者のおおむね4分の3以上なら届出が必要です。

添付書類・・・年金手帳

法定3帳簿⇒労働者名簿、出勤簿(タイムカードでも可)、賃金台帳

★16歳から60歳までの人を被扶養者に行っている場合は、非課税証明書、在学証明書など。

被保険者証・年金手帳に関する届出

○被保険者の氏名が変わったとき・・・「被保険者氏名変更届」

(健康保険については被保険者証を、厚生年金保険については年金手帳を添付します。)

○被保険者証や年金手帳をなくしたとき・・・「健康保険被保険者証再交付申請書」
「年金手帳再交付申請書」

雇用保険被保険者資格取得届

管轄ハローワークに採用日の属する月の翌月10日までに届け出ます。

しばらくすれば、2つの書類が送られてきます。

- 「被保険者証」・・・従業員の方にお渡しします。
- 「被保険者資格喪失届」・・・その従業員の方が退職するとき使用します。それまでは保管しておきます。



添付書類・・・法定3帳簿⇒労働者名簿、出勤簿(タイムカードでも可)、賃金台帳

労働契約書、採用通知書などの雇用した事実、日付がわかるもの

★常用労働者とパート、またはアルバイトでは、取扱が異なります。

助成金等・・・試行雇用(トライアル雇用)奨励金

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3か月)する場合に奨励金が支給されます。

対象労働者(中高年者等)につき、月額5万円が最大3ヶ月支給されます。

詳しくは当事務所通信NO. 19(一月号)を参照してください。

< 原 >

<18年12月31日が期限の措置法特例>

Q1 譲渡期限が18年12月31日となっている長期所有の土地、建物等から国内の土地、建物、機械等への買換えの特例については、「平成19年税制改正大綱」で適用期限を2年延長するとされています。19年1月以降の譲渡でも特例は受けられますか。

A 正式に改正案が成立しないと確定的なことは申し上げられませんが、改正措置法の施行は原則として19年4月1日となっています。

このように適用期限を延長する改正を行う場合の1月1日から3月31日までの間については、通常、改正法の附則で手当されますので、19年1月1日以降も、引き続き特例制度は適用できることになります。

このほか、「特定居住用財産の買換え・交換の特例」など、現行措置法での期限が18年12月31日までのものは、今度の改正で適用が延長される予定です。

<e-TAX所得税額控除の適用の時期>

Q2 e-TAXで申告すると所得税が5,000円控除される制度ができる予定だそうです。いつから適用されるのですか。

A 19年分の所得税または20年分所得税の確定申告をe-TAXを利用して行う場合に適用を受けることができます。現在、すでに電子証明書を取得している場合には、20年3月申告期(19年分所得税)で税額控除の対象となります。この、5,000円の控除は、20年1月4日以後に19年分所得税の申告書をe-TAXで提出する場合に適用されますので、過年度分の申告、例えば給与所得者が20年3月の申告期に18年分の還付申告をする場合には対象とはなりません。また、税理士等の代理署名による提出も対象とはなりません。



<個人住民税での地震保険料控除>

Q3 所得税では、平成19年分の所得から地震保険料控除が適用されますが、個人住民税についても適用はありますか。

A あります。
個人住民税による地震保険料控除については、支払った保険料の1/2の額が所得控除でき、最大で2万5千円まで控除できます。また、地震保険料控除の創設に伴って損害保険料控除は平成19年度から廃止されます。

しかし、所得税と同様に平成18年末までに契約等をした長期損害保険については、損害保険料控除と同様の額が控除できる等の経過措置が設けられています。尚、地震保険料控除の適用開始時期は平成20年度(6月徴収分)からとなっていますのでご注意ください。

<現在償却中の減価償却資産の償却方法>

Q4 平成19年度税制改正で見直される減価償却制度は、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産から適用されるとのようですが、現在償却中の減価償却資産の償却方法はどのようなのですか。

A 平成19年4月1日以後に償却可能限度額に達するまでは、現行法の規定による償却方法で償却を続けていくことになるものと思われます。

減価償却資産に係る償却方法等については、法律案でも政令に委任されていますので、詳細は確認する必要がありますが、税制改正大綱等では、「平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却ができることとする」とされています。

(参考資料)

週刊 税務通信 (平成19年3月30日現在の資料を参考とさせていただきます。)

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
4月23日(月) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『早起き！やる気！ 楽しい仕事！』ビデオ研修 吉寿屋(菓子卸販売)	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円



《 藤崎神社のたいつり舞 》



《天津神社の神楽》

～ おもしろ雑学 ～

《香りの効果》

お花見の季節になりました。桜の香りはほのかで目立ちませんが、お酒が原因の不調には有効に働きます。咳や喘息を抑え気持ちをリラックスさせる働きもあります。桜のそばでお酒を飲むと、人を楽しく酔わせると同時に酒毒を消す働きもし、悪酔い二日酔いを防ぎます。

教育マガ -ヨウリガ- おもしろ雑学集より（担当：加藤）





休日カレンダー



4月（卯月）APRIL

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 村井・田村
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 テルモ経営研究会	24	25	26	27	28 池原・堀田
29 昭和の日	30 振替休日					

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

4月の税務

- 4月2日 本年1月決算法人の法人税等消費税確定申告
本年7月の決算法人の法人税消費税中間申告
本年10月・7月・4月決算法人の消費税中間申告
- 4月10日 本年3月分源泉所得税・住民税の納付
- 4月16日 給与支払報告に係る給与所得者異動届出（随時）
- 4月20日 平成18年分申告所得税の確定申告の振替納付日
- 4月26日 平成18年分個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の振替納付日
- 5月1日 本年2月決算法人の法人税等・消費税確定申告
本年8月決算法人の法人税等消費税中間申告

あとがき

3月も終わり、4月に入ると春本番です。今年は例年になく小雪で、上越から通っている私にとっても、雪で通勤に悩まされることもありませんでした。

桜の開花も聞こえてきました。高田の観桜会は4月6日からだそうです。先日、車で様子を観に行きましたら、準備が着々と進んでおりました。

三寒四温などといいますが、季節の変わり目は体調を崩しやすいときでもあります（インフルエンザが流行しています）。体調に留意して、いい春を迎えたいと思います。

< 田 村 >